

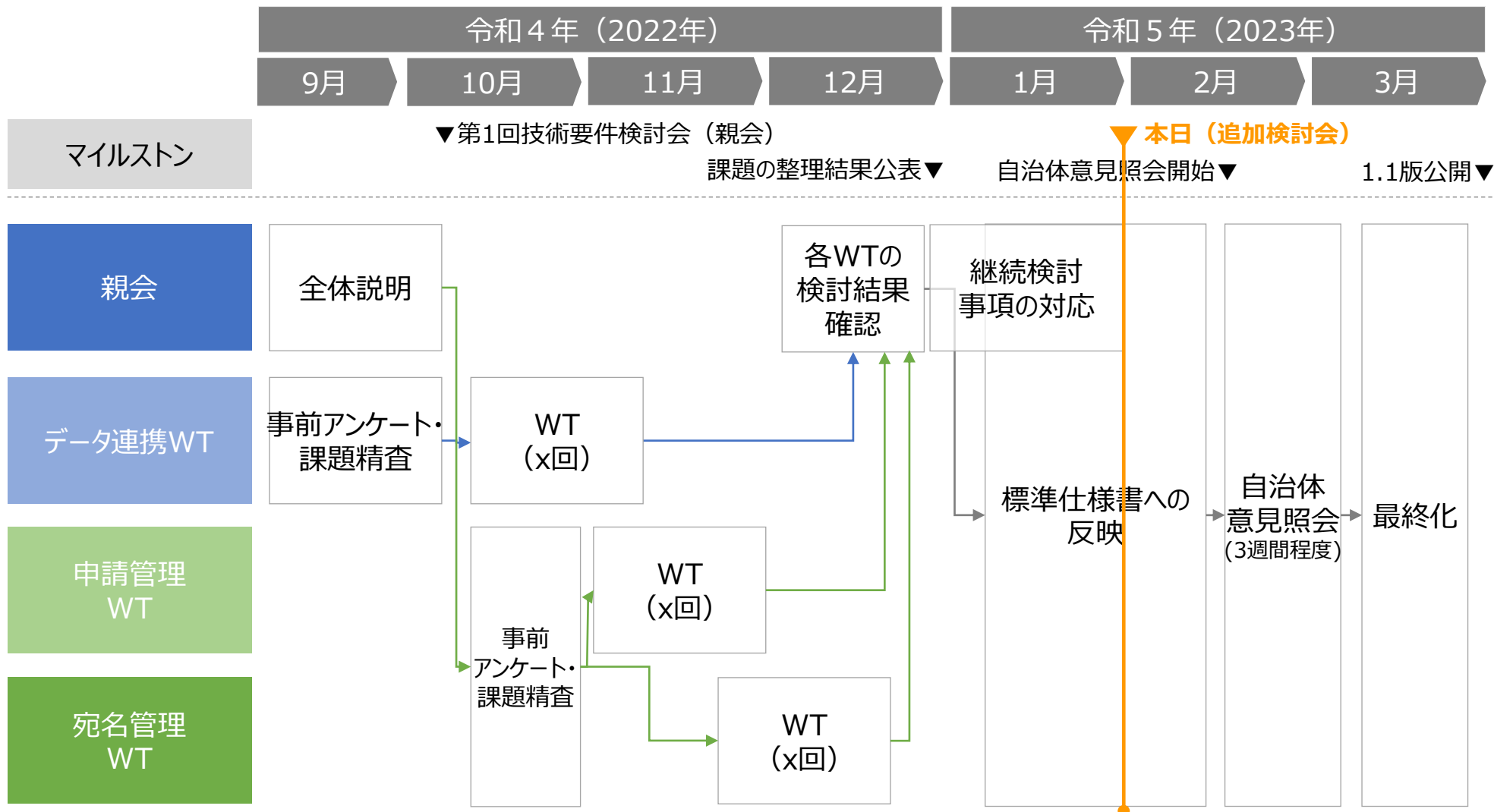
地方公共団体の基幹業務システムの 統一・標準化に関する 共通機能等技術要件検討会 継続検討課題の検討

2023年2月

デジタル庁

追加検討会の位置づけと協議内容

12/23の第2回親会にて報告書にて提示した継続検討課題、横並び調整方針等の検討状況を構成員の皆様にご共有するとともに、2月初旬以降に開始する自治体意見照会に向けて仕様書1.1版（案）を最終化するためにあたってのご意見を収集したいと考えています。



技術要件検討会では、構成員、オブザーバーの皆様からご意見をいただき、大きな方針については合意形成できたと考えますが、下記課題については、年度末までの仕様改定に向けて、意見照会や情報共有等を継続して実施していく想定です。

【凡例】（各WTにおける関係するサブ課題番号）

| | |
|-------------|--|
| データ連携 WT | ✓ 仕様書改定時にかかる並行稼動期間の規定方法（リファレンスでよいか）（1.2.12） |
| 申請管理 WT | ✓ 申請管理機能-基幹業務システム間の連携方式（申請データ照会APIを維持するかファイル連携に転換するか）（2.2.1） ✓ 「送信済フラグ」に関して、引越しOSSの転入予約情報など申請管理機能から複数の基幹業務システムへ連携する際の取り扱い（2.1.5） |
| 宛名管理 WT | ✓ 共通機能における住民宛名番号を含めた宛名番号付番機能の規定方針（共通機能の実装類型、住民区分の更新仕様等）（1.1.1）（2.1.2）（2.1.3） ✓ 住登外者の住所情報を履歴管理する上での更新の取り扱い及び運用フロー（1.1.2） ✓ 住登外者宛名番号管理機能と団体内統合宛名機能を一体的に構築する場合の付番機能（API）集約（1.1.3） ✓ 住登外者の支援措置情報を管理する場合の制度面の整理及び運用フロー等（1.1.4） |

横並び調整方針に関する内容は以下のとおりです。

【凡例】（各WTにおけるサブ課題番号）

| | |
|-------------|---|
| データ連携 WT | なし |
| 申請管理 WT | <ul style="list-style-type: none">✓ 基幹業務システムは、オンライン申請の申請データを申請管理機能を経由して取得することを横並び調整方針にて提示済。この取得については、次の対応が含まれることを確認。横並び調整方針への追記を検討。 ①取得機能、②変換機能、③宛名番号登録機能、④取込機能（2.1.4）✓ 総務省仕様で規定する方式3、4を過渡的に利用する場合において、申請管理機能から申請データを取得する機能等を標準オプション機能として規定することを横並び調整方針に追加する方向で検討（2.1.7）✓ APIのアクセスコントロールの方針を明示する必要があることから、基幹業務システムにおける権限管理において、申請データ照会APIの利用及び、選択可能な手続きを設定することで制御する方向で検討（2.2.5） ※申請管理機能の機能要件と合わせて検討 |
| 宛名管理 WT | <ul style="list-style-type: none">✓ 住登外者の転入時に既存の住登外者宛名番号を引き継ぐか、引き継がないかを選択できる仕様を規定し、それぞれで必要となる機能等を整理。 宛名番号を引き継がない場合、各基幹業務システムにおいて名寄せを行う必要がある。各基幹業務システムにおける名寄せ機能について必要に応じて横並び調整方針で示すことを検討（2.1.3） |

継続検討課題に関する検討状況（1/7）

データ連携に関する継続検討課題に関する検討状況は以下のとおりです。

継続検討課題

対応方針

データ連携WT

- ✓ 仕様書改定時にかかる並行稼働期間の規定方法（リファレンスでよいか）（1.2.12）

■ 標準仕様書の改定に関する基本的な考え方：

原則として、改定内容が適用される1年前までに標準仕様書を改定

■ ファイル連携に関する並行稼働の考え方：

並行稼働を想定しない

標準仕様書の改定におけるファイル連携の切り替えにあたっては、新版数に基づく基準省令の施行後、経過措置として旧版数の利用が可能となる期間を、同省令で規定する方向で検討する。なお、同期間内における自治体への新版数に基づくシステム提供のタイミングは、ベンダー間の協議事項とする。

■ API連携に関する並行稼働の考え方：

✓ 並行稼働を許容する版数

最新版とその一つ前の版の並行稼働を可能とする。

なお、法改正に伴う改定など、並行稼働を許容しないケースも存在するため、その考え方を連携要件において示す。

✓ 並行稼働期間

リファレンスとして以下の内容を示す。

並行稼働が可能な期間は、新版数に基づく基準省令の施行後、経過措置として旧版数の利用が可能となる期間を、同省令で規定する方向で検討する。なお、同期間内における自治体への新版数に基づくシステム提供のタイミングは、ベンダー間の協議事項とする。

継続検討課題に関する検討状況（2/7）

申請管理に関する継続検討課題に関する検討状況は以下のとおりです。

継続検討課題

対応方針

- ✓ 申請管理機能-基幹業務システム間の連携方式（申請データ照会APIを維持するかファイル連携に転換するか）（2.2.1）

- ✓ **申請管理機能と基幹業務システムの申請データの連携**についても、データ連携の基本的な方針である**ファイル連携で実施**する。
- ✓ 申請データ照会APIをファイル連携とし、必要な要件を追加で規定する。

継続検討課題に関する検討状況 (3/7)

つづき

継続検討課題

対応方針

申請管理WT

✓「送信済フラグ」に関して、引越しOSSの転入予約情報など申請管理機能から複数の基幹業務システムへ連携する際の取り扱い
(2.1.5)

- ✓ 申請データの連携をファイル連携としたことから、**申請データ取得のリクエスト項目として利用する送信済フラグは不要**と判断。申請管理機能が申請データを各基幹業務システムに対して出力する
- ✓ 引越しOSSの転入予約情報等、**複数の基幹業務システムが利用する申請データは、申請管理機能において利用する基幹業務システムを管理**し、それぞれの基幹業務システムに対して出力する

継続検討課題に関する検討状況（4/7）

宛名管理に関する継続検討課題に関する検討状況は以下のとおりです。

継続検討課題

対応方針

- ✓ 共通機能における住民宛名番号を含めた宛名番号付番機能の規定方針（共通機能の実装類型、住民区分の更新仕様等）
（1.1.1）（2.1.2）
（2.1.3）
⇒共通機能、住民記録システムに新たな機能要件を追加することによって発生する開発・移行スケジュール等への影響を踏まえた上で最終的な方針を決定する。

<共通機能における住民宛名番号の付番機能の規定にかかる最終方針>

- ✓ **共通機能、住民記録システムの双方において標準オプション機能とする。**
第2回共通機能等技術要件検討会（12/23）の意見照会において、共通機能で一体的な付番機能を必須機能とすることは2025年までの標準化対応スケジュールに影響がある、との回答を一部の構成員から受領。
なお、住民記録システムにおける標準オプション機能の規定は住民記録システム標準化検討会において検討いただく予定。
- ✓ 機能名を「**住登外者宛名番号等管理機能**」とする。

<共通機能標準仕様書における標準オプション機能>

- ✓ 基幹業務システムの標準仕様書に規定される**標準オプション機能が利用する共通機能**について、**共通機能標準仕様書においても標準オプション機能とする。**
この場合、共通機能標準仕様書に言及されていない他の機能と同様に**実装は任意であるが、他の機能と異なり、連携要件に従う必要がある**

<住民区分の更新仕様>

- ✓ 住民区分は、住民記録システムの「住民状態」を拡張する形での管理を想定
（1：住登者、2：転出者、3：死亡者、9：その他消除者、**X：住登外者（追加）**）
- ✓ 共通機能における住登外者登録、または住民記録システムから連携された異動情報をもとに住民区分を更新する。 18ページ：住民区分の主な遷移を参照
- ✓ **住民区分の管理機能及び住民記録システムからの異動情報の受領に関する機能は、共通機能で住民宛名番号の付番を行う場合に必要となる機能であることから、標準オプション機能として規定**

継続検討課題に関する検討状況（5/7）

つづき

継続検討課題

対応方針

宛名管理WT

- ✓ 住登外者の住所情報を履歴管理する上での更新の取り扱い及び運用フロー（1.1.2）

<住登外者の履歴管理の考え方>

- ✓ 基本4情報は、業務における基本4情報の取得日等を考慮せず、住登外者宛名番号等管理機能で処理された順に登録・管理する。
- ✓ 候補者抽出時の検索範囲に履歴情報を含める

<住登外者の基本4情報のインプット>

- ✓ 住登外者宛名番号等管理機能へ連携する基本4情報は、各基幹業務システムの事務・申請において取得した基本4情報とし、個別具体的な取得方法は特段規定しない
- ✓ なお、住基ネットから受領した本人確認情報については、住基法別表に定められた事務にしか利用できず、その事務の遂行に必要な範囲外の利用は住基法違反（住基法第30条の29目的外利用の禁止）に該当することから、慎重な対応が必要。

<住登外者の本人確認レベル・方法の共通化に関する規定>

- ✓ 現行の運用として、各業務・事務ごとに本人確認レベル・方法は多種多様であり、短期間での共通化は困難と判断し、移行支援期間中の対応としては、規定を行うことは見送る

データの持ち方イメージ



継続検討課題に関する検討状況（6/7）

つづき

継続検討課題

対応方針

宛名管理WT

- ✓ 住登外者宛名番号管理機能と団体内統合宛名機能を一体的に構築する場合の付番機能（API）集約（1.1.3）

- ✓ 以下の理由に基づき、**各機能におけるAPIは既存の仕様を維持し、一体的な見直しは行わない。**
 - ✓ 団体内統合宛名機能と住登外者宛名番号等管理機能を別で構築する場合に、それぞれの機能において不要な機能が必要となること
 - ✓ 住民宛名番号の付番機能を標準オプション機能とすることを踏まえ、住民宛名番号、住登外者宛名番号、団体内統合宛名番号を一体的に付番することは制御が複雑になることが懸念されること
- ✓ なお、2機能を一体提供を行う場合に、**住登外者宛名番号の付番に際して、団体内統合宛名番号の付番を同時に行うことができる**ことを補記する

継続検討課題に関する検討状況（7/7）

つづき

継続検討課題

対応方針

- ✓ 住登外者の支援措置情報を管理する場合の制度面の整理及び運用フロー等（1.1.4）

以下の取り扱いとすることを想定。今後、関係省庁等と調整予定。

- ✓ 個人情報保護法において個人情報の利用目的の特定と目的に沿った利用が求められている
- ✓ 自治体で支援措置情報を管理・共有することについて、**利用目的の変更を行ったうえで個人情報の目的内利用とする、または本人同意に基づく目的外利用とする**ことが想定される
- ✓ **自治体において、上記のような整理を行ったうえで管理することが考えられ、本件について本検討会及び標準仕様書等にて規定するものではない**

宛名管理WT

横並び調整方針に関する検討状況

横並び調整方針に関する検討状況は以下のとおりです。

横並び調整方針に関する検討事項

対応方針

申請管理 WT

- ① 基幹業務システムは、オンライン申請の申請データを申請管理機能を経由して取得することを横並び調整方針にて提示済。この取得については、次の対応が含まれることを確認。横並び調整方針への追記を検討。
①取得機能、②変換機能、③宛名番号登録機能、④取込機能 (2.1.4)
- ② **総務省仕様で規定する方式3、4を過渡的に利用する場合**において、申請管理機能から申請データを取得する機能等を**標準オプション機能として規定**することを横並び調整方針に追加する方向で検討 (2.1.7)
- ③ APIのアクセスコントロールの方針を明示する必要があることから、基幹業務システムにおける権限管理において、**申請データ照会APIの利用及び、選択可能な手続きを設定することで制御する方向で検討** (2.2.5)
※申請管理機能の機能要件と合わせて検討

- ① 横並び調整方針において、申請管理機能を経由して申請データを取得することを記載しており、**現時点の記載内容で、①～④を含むものである**ため、追加はおこなわない。共通機能標準仕様書にて左記の整理を記載する
- ② **方式3、4を過渡的に利用できることを横並び調整方針にて規定**する
各基幹業務システム・共通機能の双方で標準オプション機能として規定する
- ③ **申請管理機能で権限管理機能を規定**しており、**基幹業務システムでの規定は不要**であることから、横並び調整方針への追記は行わない

宛名管理 WT

- ① 住登外者の転入時に既存の住登外者宛名番号を引き継ぐか、引き継がないかを選択できる仕様を規定し、それぞれで必要となる機能等を整理。宛名番号を引き継がない場合、各基幹業務システムにおいて名寄せを行う必要がある。**各基幹業務システムにおける名寄せ機能について必要に応じて横並び調整方針で示すことを検討** (2.1.3)

- ① 共通機能で住登外者宛名番号を管理することを記載しており、**管理には名寄せも含まれることから、追加は行わない**

その他検討事項の検討状況（1/4）

継続検討課題、横並び調整方針以外で仕様書改定に向けて検討を進めている事項の検討状況は以下の通りです。

| | その他検討事項 | 対応方針 |
|-------------|---|---|
| データ連携 WT | <ol style="list-style-type: none">① 庁内データ連携をファイル連携を基本としたうえでAPIとして残るIFの精査② 庁内データ連携をファイル連携を基本としたことを踏まえたAPI連携を前提としたサブ課題の点検③ 独自施策システム連携に基本データリストの差分連携を利用することに関するフェージビリティ確認④ 基幹業務システムから独自施策システムのAPIを呼び出す連携方法の精査⑤ ファイル連携のクラウドサービスを利用したアーキテクチャ検討（オブジェクトストレージサービスを利用） | <ol style="list-style-type: none">① リクエスト側のデータの提供を起点として、それに対するレスポンス結果を用いてのオンライン処理が必要となる連携<ul style="list-style-type: none">・ 住登外者宛名番号付番API・ 住登外者候補者抽出API・ 団体内統合宛名番号付番API基幹業務システムでは団体内統合宛名番号を持たないことからAPIで参照することが必要な連携<ul style="list-style-type: none">・ 団体内統合宛名基本情報照会API② 連携IFの並行稼働期間の規定、差分データの取得に関し操作日時はDBの更新日時であると整理する点については、ファイル連携についても規定を行う③ 基本データリストの差分連携に関する致命的な意見は構成員から寄せられなかった。規定時の留意事項に関する意見を踏まえて、仕様書の規定内容を具体化予定④ 独自施策システムが標準準拠システムに成り代わってデータを提供すること（統合DBを含む）が想定されることから、独自施策システムが規定済みのIFで標準準拠システムにデータを渡すパターンの規定も維持⑤ 次スライドにて詳細を記載 |

【凡例】（各WTにおけるサブ課題番号）

その他検討事項の検討状況 (1/4)

ファイル連携の方式について、以下のとおり検討しています。

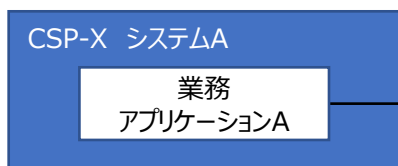
[実装必須]

- ファイルの格納場所はオブジェクトストレージとし、基本的にファイル提供元システムへ作成する(ファイル提供元・提供先で調整のうえ、提供先へ作成することも妨げない)
⇒マネージドサービスを利用することでファイル操作をトリガーとした処理を行うことができるため、ファイル連携を起点としたリアルタイム処理が可能
- ファイルへのアクセスは、オブジェクトストレージが提供するツール(API等)を利用する
⇒エラーの内容がツールのレスポンスに含まれるため原因を特定しやすい

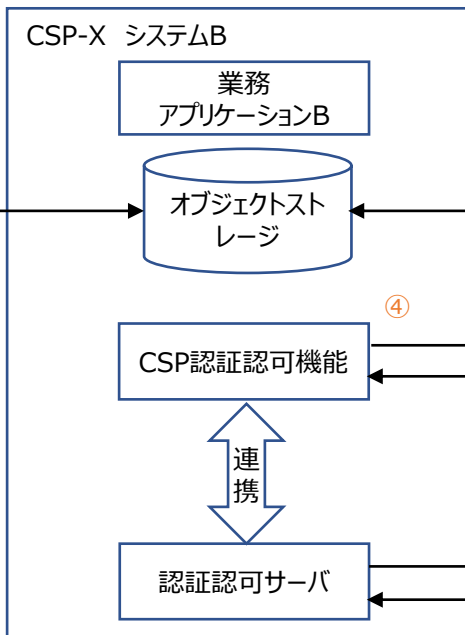
[ガバメントクラウドの場合、実装必須]

- 同一CSP間でファイル連携を行う場合、オブジェクトストレージへアクセスする際の認証認可は、CSPの認証認可機能(AWSの場合IAM)を利用する
⇒マネージドサービスで認証認可を一元管理することで実装や管理がしやすい
- 異なるCSP間でファイル連携を行う場合、API連携で利用する認証認可サーバをIdPとし、CSPの認証認可機能と連携(フェデレーション)させ、IdPでオブジェクトストレージの認証を行う⇒API連携の認証認可サーバを共有することで実装や管理がしやすい

同一CSP間でファイル連携を行う場合

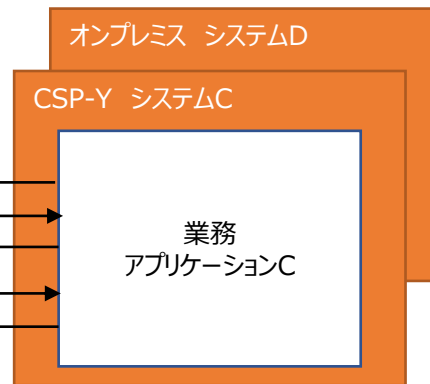


① オブジェクトストレージへアクセス



他CSP、オンプレミスとファイル連携を行う場合

- ① アクセストークンの要求
 - ② アクセストークンの発行
 - ③ 一時的なクレデンシャルの要求
 - ④ 一時的なクレデンシャルの発行
 - ⑤ オブジェクトストレージへアクセス
- ※ ③、⑤については実装負荷軽減のため、サンプルコードを提供予定



その他検討事項の検討状況（2/4）

継続検討課題、横並び調整方針以外で仕様書改定に向けて検討を進めている事項の検討状況は以下の通りです。

| | その他検討事項 | 対応方針 |
|-------------|---|---|
| データ連携 WT | <ul style="list-style-type: none">① 連携項目としての「削除フラグ」の要否（宛名管理 2.1.6）② 他業務連携のグループの基本データリストへの規定方針（削除可否の決定） | <ul style="list-style-type: none">① 削除フラグを追加<ul style="list-style-type: none">• 連携データの提供元システムで、本来登録されるべきでないデータの登録・更新が判明した場合、当該データの削除を削除フラグで連携先システムに対して連携する• 削除データは、連携済のデータに対して、削除フラグ = 1（削除）として連携する• 削除フラグを受領したシステムは、当該連携データに関連するデータを考慮し、適切な対応を行う② 他業務連携のグループを削除 |

その他検討事項の検討状況（3/4）

つづき

| | その他検討事項 | 対応方針 |
|------------|---|---|
| 申請管理 WT | <p>① 申請管理の業務フローと総務省仕様26手続きとの整合確認</p> <p>② 標準仕様書で規定する管理項目とぴったりサービスのプリセットの対応関係の規定方針の見直し</p> <p>※前回までの検討会で示した方針</p> <ul style="list-style-type: none">基幹業務システムは、申請管理機能から取得した申請データのうち、標準仕様書に規定された管理項目のみを取り込む。 | <p>① 反映した業務フローについて、1/26までの期間で本整合性確認の結果を検討会構成員に対して意見照会を実施。頂戴した意見を踏まえて、自治体向け意見照会に向けて更新を行う予定</p> <p>② 現在の各業務の標準仕様書を確認したところ、以下の課題を把握した。</p> <ul style="list-style-type: none">業務によって管理項目の粒度に差異があり、管理項目の不足が見込まれる手続きが存在する。管理項目のみを取り込むこととした場合、当該手続きの処理において、データ項目が不足することが想定される。 <p>上記の課題を踏まえて、以下の方針とする。</p> <ul style="list-style-type: none">基幹業務システムは、申請管理機能から取得した申請データのうち、標準仕様書に規定された管理項目のみを取り込むことを原則とする。標準仕様書に規定された管理項目が不足する場合においては、不足する項目を取り込むことができる。管理項目と現時点のプリセット項目の対応表は予定どおり提供する。 |

その他検討事項の検討状況（4/4）

つづき

その他検討事項

対応方針

宛名管理
WT

- ① 団体内統合宛名に関する仕様の取扱い明確化
- ② 庁内データ連携をファイル連携を基本としたことを踏まえ、宛名関連の連携方式の見直し

- ① **団体内統合宛名に関する仕様、中間サーバーとの接続仕様が不明確と考えられる点**として以下の対応を想定。今後、J-LISと調整予定。
 1. 団体内統合宛名での複数の宛名番号、宛名情報を許容（移行時の名寄せを必須としないこととの整合性確保）
 2. 団体内統合宛名機能の項目定義書に業務IDを追加
 3. 中間サーバーへの既存の全IFが実装必須ではなく必要なIFのみの実装で足りる
 4. 電文レイアウト内のメッセージヘッダの「電文メッセージID」、「送信先システム識別子」、HTTPヘッダに設定が必要な「Mil-Authorization」について基幹業務システムで発行
 5. リクエスト時の宛名番号から団体内統合宛名番号の変換エラーの発生時は、エラーのない対象者は処理を継続し、エラー対象者のみをリクエストもとにエラーとして返却
 6. 配信マスターに関して中間サーバーから返却されるURLへ基幹業務システムからアクセスすることについて、取扱いを検討し、仕様書へ反映
 7. 教育部局用の中間サーバーへの符号要求に関する取扱いについて検討し、仕様書へ反映
- ② API連携の対象とする連携の方針（リクエスト側のデータの提供を起点として、それに対するレスポンス結果を用いてのオンライン処理が必要となる連携）のとおり、**住登外者宛名基本情報更新API**および**団体内統合宛名番号付番API**の中の**基本情報更新処理をファイル連携**とする。

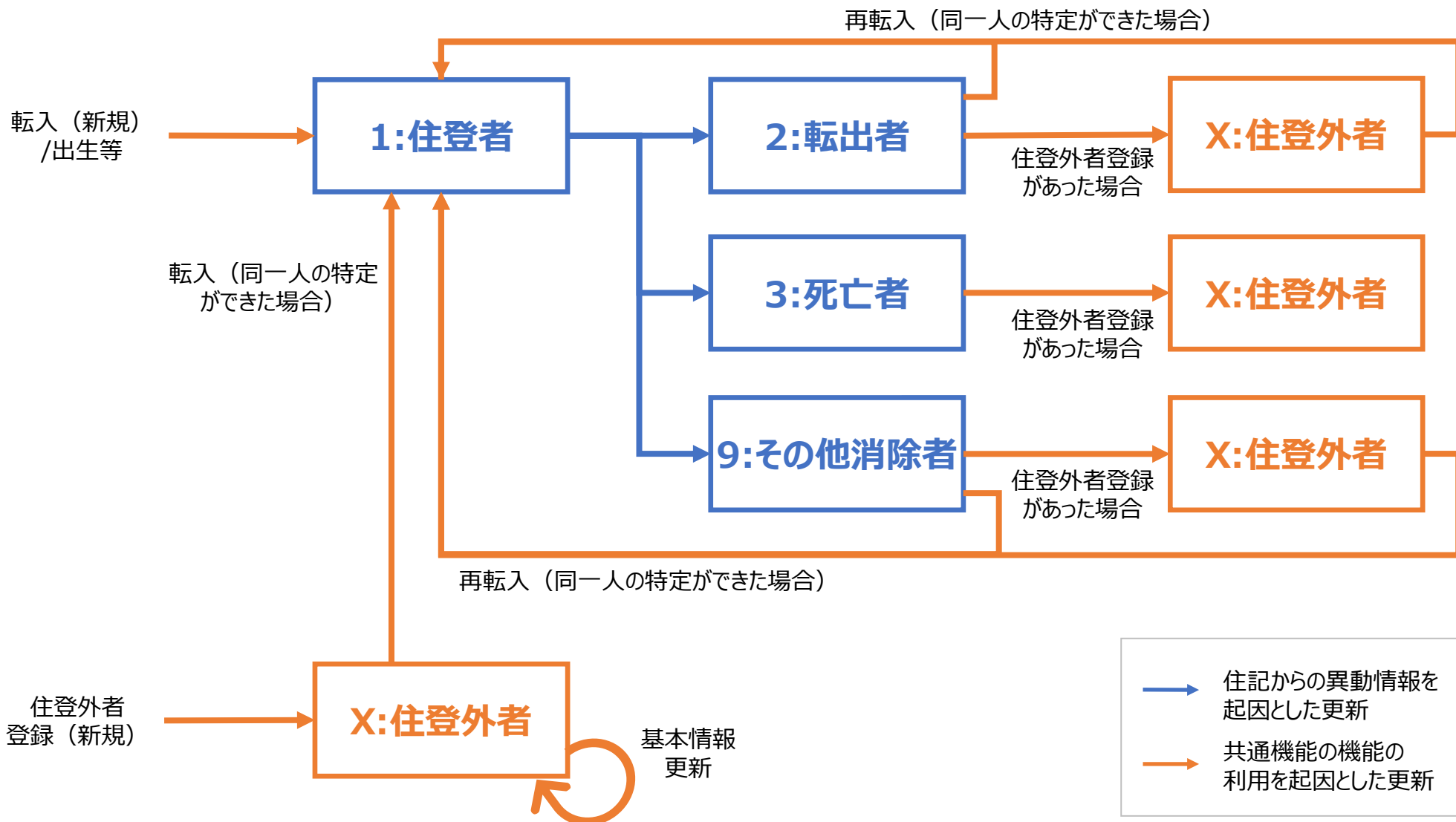
標準仕様書の改定に向けた今後のスケジュール

令和4年度末の改定に向けて以下のスケジュールで対応を進める想定。

- 第3回 共通機能等技術要件検討会（親会）：2月1日（水）本日
- 1.1版（案）自治体意見照会：2月中旬以降で調整中
- 共通機能標準仕様書1.1版公開：3月末

住民区分の更新仕様（案） 住民区分の主な遷移

共通機能で住民宛名番号を付番する場合の住民区分の基本的な遷移は以下を想定。



住民区分の更新仕様（案）

住記の異動パターンごとの住民区分の更新の取扱い（案）（1/2）

住民記録システムの機能別連携仕様に規定された連携（枝番）ごとの住民区分の更新の取扱いは以下の通り。

| 連携ID | 枝番 | 連携機能名Lv2 | 機能説明 | 住民区分の処理 |
|--------|----|--|--|----------------------------------|
| 001o06 | 00 | | ①住民記録システムが、②庁内の他基幹業務システムに、③住基情報の異動に伴い、住民の住基情報（個人番号あり）を、④直ちに提供する | - |
| 001o06 | 01 | 転入に伴う他業務への情報提供 - 住基情報（個人番号あり） | ①住民記録システムが、②庁内の他基幹業務システムに、③転入により増異動として処理した住民の住基情報（個人番号あり）を、④直ちに提供する | 「住登者」で登録または更新 |
| 001o06 | 02 | 転居に伴う他業務への情報提供 - 住基情報（個人番号あり） | ①住民記録システムが、②庁内の他基幹業務システムに、③転居として異動処理※1した住民の住基情報（個人番号あり）を、④直ちに提供する ※1：転居：住民の届出に基づき、住民基本台帳上の世帯情報、個人情報の住所要件（住所や世帯構成員、続柄）を変更 | - |
| 001o06 | 03 | 転出に伴う他業務への情報提供 - 住基情報（個人番号あり） | ①住民記録システムが、②庁内の他基幹業務システムに、③転出により減異動として処理した住民の住基情報（個人番号あり）を、④直ちに提供する | 「転出者」に更新 |
| 001o06 | 04 | 世帯変更に伴う他業務への情報提供 - 住基情報（個人番号あり） | ①住民記録システムが、②庁内の他基幹業務システムに、③世帯変更※1として異動処理した住民の住基情報（個人番号あり）を、④直ちに提供する ※1：世帯変更：住民の届出に基づき、住民基本台帳上の世帯情報、個人情報を変更する。（世帯合併、分離、世帯主変更、世帯変更） ※仕様書：p171～172 4.1.4.1 世帯変更等に記載 | - |
| 001o06 | 05 | 戸籍届出による異動（増加）に伴う他業務への情報提供 - 住基情報（個人番号あり） | ①住民記録システムが、②庁内の他基幹業務システムに、③戸籍の届出・通知に基づき※1増異動として処理した住民の住基情報（個人番号あり）を、④直ちに提供する ※1：出生、就籍等 | 「住登者」で登録または更新 |
| 001o06 | 06 | 戸籍届出による異動（減少）に伴う他業務への情報提供 - 住基情報（個人番号あり） | ①住民記録システムが、②庁内の他基幹業務システムに、③戸籍の届出・通知※1に基づき減異動として処理した住民の住基情報（個人番号あり）を、④直ちに提供する ※1：死亡、失踪宣告 → 死亡と同様に | 「死亡者」に更新 |
| 001o06 | 07 | 戸籍届出による異動（減増）に伴う他業務への情報提供 - 住基情報（個人番号あり） | ①住民記録システムが、②庁内の他基幹業務システムに、③戸籍の届出・通知に基づき現在の住民票を削除し新たな住民票を記載※1した住民の住基情報（個人番号あり）を、④直ちに提供する ※1：増減：帰化、国籍取得、国籍喪失 | 減：「その他消除者」に更新 増：「住登者」で登録または更新 |

住民区分の更新仕様（案）

住記の異動パターンごとの住民区分の更新の取扱い（案）（2/2）

つづき

| 連携ID | 枝番 | 連携機能名Lv2 | 機能説明 | 住民区分の処理 |
|--------|----|--|--|---------------|
| 001o06 | 08 | 戸籍届出による異動（増減なし）に伴う他業務への情報提供 - 住基情報（個人番号あり） | <p>①住民記録システムが、②庁内の他基幹業務システムに、③戸籍の届出・通知に基づき※1住民基本台帳上の世帯情報や個人情報の戸籍要件を変更※2した住民の住基情報（個人番号あり）を、④直ちに提供する</p> <p>※1：戸籍の届出通知や住基法に基づく世帯変更届に基づき、住民基本台帳法上の世帯情報に変更があった場合 ※2：増減なし：氏名変更、婚姻、離婚、転籍、戸籍訂正等</p> | - |
| 001o06 | 09 | 職権による異動（増加）に伴う他業務への情報提供 - 住基情報（個人番号あり） | <p>①住民記録システムが、②庁内の他基幹業務システムに、③職権により増異動として処理した※1住民の住基情報（個人番号あり）を、④提供する</p> <p>※1：仕様書：p174 4.2.0.1 職権による住民票の記載等 職権記載では、令第12条第1項及び第2項に基づき、住民票に関する届出がない場合の事実確認、戸籍・選挙等の通知、国民年金等の資格の喪失等の事実確認、住民基本台帳の脱漏・誤載の事実確認等に基づき、職権で削除ができることが必要～</p> | 「住登者」で登録または更新 |
| 001o06 | 10 | 職権による異動（減少）に伴う他業務への情報提供 - 住基情報（個人番号あり） | <p>①住民記録システムが、②庁内の他基幹業務システムに、③職権により減異動として処理※1した住民の住基情報（個人番号あり）を、④提供する</p> <p>※1：実態調査等に基づく職権・法務省通知等による職権削除 ※2：仕様書：p174 4.2.0.1 職権による住民票の記載等 職権削除では、（令第12条第1項及び第2項に基づき、）住民票に関する届出がない場合の事実確認、戸籍・選挙等の通知、国民年金等の資格の喪失等の事実確認、住民基本台帳の脱漏・誤載の事実確認等に基づき、職権で削除ができることが必要～</p> | 「その他消除者」に更新 |
| 001o06 | 11 | 職権による異動（増減なし）に伴う他業務への情報提供 - 住基情報（個人番号あり） | <p>①住民記録システムが、②庁内の他基幹業務システムに、③職権により異動※1した住民の住基情報（個人番号あり）を、④提供する</p> <p>※1：住民基本台帳の世帯情報、個人情報を変更（住居表示、法務省通知等）</p> | - |

住民区分の更新仕様（案）

その他の取り扱い

その他の取り扱いは以下の通り。

異動取り消しの取扱い

住民記録システムから以下2つの連携によって、異動取消の情報を受領し、住民区分を更新する想定（前頁の記載の通り）

- ✓ 職権による異動（増加）に伴う他業務への情報提供 - 住基情報（個人番号あり）
- ✓ 職権による異動（減少）に伴う他業務への情報提供 - 住基情報（個人番号あり）

引越しOSSの取扱い

引越しOSSの転入予約を用いた住民区分の更新は行わず、あくまで住民記録システムで転入処理が完了し、「転入に伴う他業務への情報提供 - 住基情報（個人番号あり）」によって、異動情報を受領したタイミングで、住民区分を更新する想定。

デジタル庁